



議案第二号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求めらる。

昭和四十四年二月十日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾四年三月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第二号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「利用し、かつ、」を「利用して」に、「交通機関を利用しないで」を「交通機関を利用しないで」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員」を加え、同項第二号中「前号の規定に該当する職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「職員を除く」を「もの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同項に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤

することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

第十一條第二項を次のように改める。

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 町規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）（その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円）を二千四百円に加算した額）

二 前項第二号に掲げる職員 六百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、七百元）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しな

いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して町規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円）を二千四百円に加算した額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額（百円）を二千四百円に加算した額）を「改訂」を「改定」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項及び第二項を次のように改める。

第十二条 寒冷地手当は、町長が定める日（以下「基準日」という。）において在職する職員（町長が定める職員を除く。）に対して支給する。

寒冷地手当の支給額は、基準日において職員が受けるべき給料の月額と同日におけるその者の扶養親族の数に応じて第九条第三項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における給料の月額）に百分の十を乗じて得た額に、世帯主である職員にあつては六千七百円（扶養親族の

ない職員にあつては四千四百七十円)、その他の職員にあつては二千二百三十円を加えた額とする。

第十三条の二第六項中「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第二十條第一項中「期末手当は」の下に「三月一日」を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、同条第二項中「合計額に」の下に「三月に支給する場合にお

いては百分の五十」を加え、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十

」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」

を「基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間

におけるその者の在職期間の区分」に、「左の各号に掲げる割合」を「次の表に定め

る割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第二十三条第一項中「三月一日」を削り、「次の各号に掲げる区分に応ずる」を「基準日以前六箇月以内の」に、「基算」を「起算」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる基準日の区分に応ずる割合」を「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十」に改め、各号を削る。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	——円	——	30,500	26,300	19,100
2	49,500	39,000	32,300	27,600	20,000
3	52,100	41,400	34,100	29,000	21,000
4	54,700	43,800	36,200	30,500	22,000
5	57,300	46,200	38,300	32,100	23,000
6	60,000	48,700	40,500	33,700	24,100
7	62,700	51,200	42,700	35,500	25,200
8	65,400	53,800	44,900	37,300	26,300
9	68,100	56,400	47,100	39,100	27,400
10	70,800	59,000	49,300	40,900	28,500
11	73,400	61,600	51,500	42,700	29,600
12	76,000	63,900	53,700	44,500	30,700
13	78,400	66,100	55,900	46,300	31,800
14	80,800	67,900	57,900	47,300	32,900
15	83,000	69,400	59,900	48,300	33,800
16	85,200	70,600	61,100		34,600
17	87,100	71,700	62,200		35,400
18	89,000	72,800	63,200		
19		73,900	64,200		
20			65,200		

別表第四

医療職給料表

職務の等級	1 等 級
号 給	給 料 月 額
1	— 円
2	55,800
3	59,200
4	62,600
5	66,000
6	69,400
7	72,700
8	76,000
9	79,300
10	82,500
11	85,700
12	88,500
13	91,300
14	94,000
15	96,000
16	98,000
17	99,600
18	101,200
19	102,800
20	104,400
21	106,000
22	107,600

(三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年三朝

町条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の見出中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改め、同項中「改正後の条例」を「三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例（昭和四十四年三朝町条例第二号）第一条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

附則第十二項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の二第二項」に改める。
附則第十三項中「定めるまでのほか」を「定めるもののほか」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中三朝町職員の給与に関する条例第十三条の二第六項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の条例第十二条の規定は同年八月三十一日から、改正後の条例別表第三及び別表第四の規定並びに第二条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例附則第十項の規定は同年七月一日から適用する。

(寒冷地手当の支給額に関する経過措置)

3 改正後の条例第十二条の規定の適用を受ける職員で、同条第二項の規定により算出するものとした場合における支給額（以下「基準額」という。）が、基準日において当該職員の受ける職務の等級の号給の昭和四十三年八月三十一日における額に千百円を加算した額に、第一条の規定による改正前の三朝町職員の給与に 関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十二条第二項に規定する割合を乗じて得た額（以下「定率基本額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の条例第十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の支給額とする。

4 昭和四十三年八月三十一日から昭和四十四年二月二十八日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第十二条第二項の規定により算出するものとした場合における基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の条例第十二条第二項の規定により算出する

ものとした場合における支給額（以下「定率額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の条例第十二条第二項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同条例同条同項の支給額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、同条例同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額をこえ、かつ、改正前の条例第十二条第二項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の条例第十二条第二項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同条例同条同項の支給額とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等）

5 昭和四十三年七月一日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号級若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前の職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

7 附則第五項及び第六項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 改正前の条例の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては昭和四十三年五月一日、寒冷地手当にあつては昭和四十三年八月三十一日)からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の

内払とみなす。

(町規則への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。